

資料4

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成22年8月20日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）接種シーズン前における各都道府県の供給体制に対する考え方を8月30日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他都道府県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 都道府県担当課及び保健所の役割について

多くの都道府県において、例年どおり各部署がインフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防接種法関連等を実施している。

2. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほとんど全ての都道府県において、委員会を設置（既存の検討会等で対応する場合も含む。）している。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注文量について

ほとんど全ての都道府県において、初回注文が一昨年の使用実績を上回らないことや、シーズンを通じての過剰注文を行わないこと等を管内関係者に対して協力要請等の措置を講じている（実施予定を含む。）。

② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について

- ・ほとんどの都道府県において、定期的又は必要に応じ、在庫状況の調査を実施（実施予定を含む。）。
- ・全医療機関の在庫把握は困難との回答もある。

③ 返品という商習慣の改善について

- ・ 大量注文の場合は分割納入とする。
- ・ 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう協力を求める。
- ・ 関係団体に改善要請を行う。
- ・ 一昨年度実績と比較で予約数量が著しく増加している医療機関については、注文量の調整を要請する。
- ・ 卸売販売業者における返品の多寡についても在庫状況と合わせて把握に努めるとともに、医師会等を通じ恒常に返品を行っている医療機関については、その名称等を公表することがあり得る旨を説明する。
- ・ 必要量は流行動向に大きく左右されることから、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価に影響を及ぼすようなことがあれば、このような商慣習は国民の理解を得られない。
- ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。

④ 高齢者の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について

- ・ 新型インフルエンザワクチン接種事業と定期予防接種事業が並行して行われるため検討中。
- ・ 新型インフルエンザワクチン接種事業の実施期間と合わせることとする。
- ・ 市町において、新型インフルエンザ接種事業と併せて実施し、市民に啓発されるよう依頼。
- ・ 市町村と連携し、接種可能な医療機関の確保に努めるとともに、医療機関の公表など接種に関する周知を行う。
- ・ 流行前の早期接種を行うよう各市町及び県の広報を活用し周知を図る

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 関係団体・医療機関の在庫状況を基に医薬品卸業組合に対し融通を依頼する。
- ・ 卸売販売業者、医療機関に融通要請をした後、困難な場合は厚生労働省に融通要請を行う。
- ・ 卸売販売業者等の在庫状況等から必要に応じて県内での調整、連携を図る。
- ・ 県で行った調査情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。

- ・ 混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整

⑥ 住民への周知方法について

- ・ 接種可能な医療機関について調査しホームページで公開する。
- ・ 保健所を通じて情報提供、周知を図る
- ・ 広報誌等により周知する。
- ・ 相談窓口を設置し医療機関の紹介等の情報提供をする。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心)に(※2)						その他新たな対応について	
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について		
北海道	ワクチン取扱卸への在庫調査の実施、保健所における医療機関のワクチン在庫等調査の兼ね合及び不足時の調整	インフルエンザの予防対策及び予防接種に関する事項		管内医療機関の在庫等調査及びワクチン接種可能医療機関の情報提供	有(インフルエンザワクチン安定供給連絡会議)	初回注文量が前年を上回らない旨依頼(前年同様)	医療機関:接種者数、予約者数、在庫量、接種の可否等 卸売販売業者:確保予定量、供給量、在庫量、融通状況等(前年同様)	返品が生じないよう、医療機関に対し、初回注文や追加発注について、適正量とするよう依頼するとともに、分割納入に協力するよう依頼。(前年同様)	検討中	医療機関及び卸売販売業者にワクチンの融通を要請するが、それでも道内において不足した際には、国に対し融通用として保管しているワクチンの追加供給を要請する。(前年同様)	各保健所において、住民からの問い合わせに対し、対応する。(前線同様)		
青森				有	医薬品卸組合を通じて各卸売業者の受注状況等を確認することとしている。(昨年度同様)	(必要に応じて随時調査することとしている。(昨年度同様))	医療機関及び卸売業者に対し、返品しないよう依頼することとしている。(昨年度同様)	(各市町村に対して、12月末までに実施するよう依頼する予定である。(昨年度同様))	(各医療機関及び卸売業者の在庫状況を基に医薬品卸組合に對し、卸売業者を通じて融通を依頼し必要に応じて随時調査することとしている。(昨年度同様))	(接種可能な医療機関について調査し、ホームページで公開する。(昨年度同様))			
岩手	・保健福祉企画室(新型インフル対策担当) インフルエンザ対策委員会の運営、接種可能医療機関の県民への周知 ・医療推進課(感染症担当) 感染症法及び予防接種法全般に関する事項 ・健康国保課(業務担当) インフルエンザワクチンの卸売販売業者における在庫状況の確認			有	過度の注文量となるないように医療機関等を指導している	県医薬品卸業協会の協力のもと、例年、卸売販売業者等の在庫状況及び医療機関への供給状況に関する調査を行っている。 また、必要に応じて医療機関の在庫状況調査を行っている。	対象者数の把握が困難な状況では、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量在庫を抱えて返品するがないよう分割納入の徹底が必要と考える	流行のピーク前に予防接種を完了するよう推奨している。	県医薬品卸業協会の協力のもとで県内での調整は行っているが、医療機関の在庫状況を踏まえて医療機関での融通を必要と考える。	県公式ホームページへの掲載			
宮城				有(インフルエンザワクチン安定供給会議を開催予定(今年度9月21日予定))	必要量以上の注文を行わない	・医療機関の在庫調査のとりまとめを各市町村に依頼 (新型インフルエンザ接種の関連もあるため) ・医薬品卸組合を通じて調査を行う	必要量以上の発注を受けないように通知する	新型インフルエンザ事業と定期予防接種事業が並行して行われるため検討中	在庫量調査を通じてワクチンの融通を行う	各市町村広報、県のホームページ			
秋田	・安定供給対策会の開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報 ・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者に対する在庫状況等の調査、融通要請	供給不足状況の国への報告及び必要な融通要請	ワクチン接種医療機関の周知、相談業務、市町村への情報提供等	有(インフルエンザワクチン安定供給会議・9月開催)	注文量が一昨年の使用実績を上回らないこと。卸売業者には追加注文を受ける際は医療機関の在庫を確認のうえ必要量の供給を随時行いワクチンの偏在が起こらないよう協力を要請する。	保健所による調査、その他の方針について関係団体等と協議予定	卸売業者に医療機関への分割納入の協力を求め。また、医療機関にも分割納入及び返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	期限を年度いっぱいとし、出来るだけ早く接種を済ませるよう啓発していく。	地域的にワクチンが不足した場合は、卸売業者で備蓄しているワクチンを融通するよう協力を求める。県全体で不足した場合は国へ調整を求める。また、卸売業者に医療機関への未納品の予約解除について協力を求める。	ホームページ、市町村広報等を活用し周知する。電話等による相談で対応する。			
山形				有	医療機関等、卸売販売業者に対して次の事項を通知した。 ・分割納入に努めること。 ・追加注文の際は、在庫を確認したうえで必要量のみとすること。 ・予約・注文数は原則として一昨年の使用実績を上回らないこと。	必要に応じて、医療機関等、卸売販売業者の在庫等調査を実施する。	返品を前提とした注文は、絶対に行わないよう医療機関等に通知した。	今後の国のインフル接種事業の状況を踏まえて検討する。	急ぎ医療機関等における在庫、今後の接種予定数を確認し、偏在が確認されたときは、医療機関等に融通要請をする。	市町村の広報、ホームページで周知するよう依頼している。			

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
福島	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整			各保健所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整	有(インフルエンザ対策専門委員会(必要に応じ開催)参集者:行政(各保健所、衛生研究所等)、医師会、薬剤師会等)	初回注文時には前年実績を上回らないよう文書にて依頼。	ワクチン不足等の状況によっては、定期的に実施する。	在庫を抱えることにより、適正な流通の妨げとなることから、関係団体に返品を前提とした注文等は行わないよう要請。また、医師会等を通じ、適正な流通に努めるよう要請。	補助期限の設定については各市町村毎に定めており、また勧奨については県のHPなど広報ツールを活用した周知を図っている。	ワクチン不足等が発生した場合、定期的に在庫量調査を行い、結果をホームページ等で公開。調整が必要な場合は医師会等関係機関と連携をとって対応。	在庫調査に基づき、各保健所ごとに接種可能な医療機関名をホームページ等を利用して情報提供。	
茨城				有(そのシーズンの状況に応じて必要があれば開催 今年度は9月17日(金)にインフルエンザワクチン流通対策会議を開催予定)	初回注文量が一昨年の実績を上回らないよう協力を要請する。	卸売業者へ、医療機関への納品数・在庫数等の定期的な報告を依頼する。	返品を前提とした注文を行わないよう医療機関に対して協力を要請する。	検討中	医療機関の在庫状況を調査し、状況に応じて県内で融通や国へ融通要請を行う。	主に市町村からの通知や広報誌、ホームページ等で周知		
埼玉	季節性ワクチンの在庫等調査(卸売販売業者)、安定供給に係る会議の開催、通知の発出等	新型インフルエンザワクチン接種受託医療機関に対するワクチン在庫量調査、配分量調整、新型インフルエンザワクチンに関する通知		有(季節性ワクチンについては、インフルエンザワクチン安定供給会議を平成19年度から設置)	医療機関、卸売販売業者に対して、全注文量が前年の使用実績を上回らないように通知する。	卸売販売業者の在庫等の調査については、例年どおり実施予定	昨年同様、分割注文の徹底及び原則として返品を行わない旨の通知を医療機関あてで発出予定	今回のインフルエンザワクチンは季節性かつ新型インフルエンザの3価ワクチンとなることから、新臨時接種が開始される前までは、高齢者等以外の方への接種に関して接種勧奨とならないよう十分な注意が必要と想えてい	医療機関に在庫のあるワクチンを融通することは、品質の責任という観点から望ましくないと考える。ワクチン不足の場合には、県で行った調査の情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。	同左		
群馬				有(ワクチン不足が見込まれる場合等必要に応じて開催する予定)	国の通知を受け、県医師会、各都市医師会、医薬品卸協同組合、県病院協会等に協力を要請。依頼済み。	卸売販売業者については、緊急の在庫量調査に対応できるような体制整備を準備中。緊急時以外は定期的に報告を求める。 医療機関については、緊急時のみ医師会の協力を得て調査を実施する予定。	改善するよう関係者には、協力を要請しているが、多少の返品はやむを得ないと考えている。	流行前に接種が終了するように、市町村へ依頼する。	○住民への対応 任意予防接種医療機関の情報を提供している。また、その情報は県ホームページに公開している。不足時には、調査を実施し、予防接種実施可能な医療機関を県ホームページを通じて情報提供する。 ○卸売販売業者及び医療機関への対応 卸売販売業者を介した医療機間の融通は、品質確保等の観点から難しいので、不足数量を詳細に調査したうえで、国が確保しているワクチンの融通を求める。	○住民への対応 任意予防接種医療機関及び予防接種実施可能な医療機関の情報を県ホームページに公開する。また、市町村に対して、任意予防接種医療機関の情報を広報誌等を通じて周知する。		
埼玉	従来の季節性インフルエンザワクチンの接種事業に加えて、平成21年度から新型インフルエンザワクチン接種事業も追加された。			有(埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を9月17日に開催予定)	国の通知を医師会を通じ周知し、医療機関の協力を求めたい。	従来の季節性インフルエンザワクチンと同様に、余った返品する商習慣は改めるべきである。	予防接種実施率を向上させるためには、交付補助期限の設定、推奨は効果的である。	医療機関同士の融通は困難であるため、緊急調査により実態を精査のうえ、不足分については国に融通用ワクチンの提供をお願いしたい。	市町村及び保健所が公報等により実施する。			

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)					その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医療			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	
千葉				有	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部を通じ、初回注文は前年の使用実績を上回らないよう各会員への理解を求めた。	県医薬品卸協同組合の協力のもと、ワクチン注文量が100本以上の医療機関を把握するとともに、卸売販売業者の在庫量の調査(定期報告及び緊急報告)を行う。また、厚生労働省からの緊急調査に対応するために、事前に医療機関及び卸売販売業者の在庫数についての試行調査を行う。	県医師会長、県民間病院協会長、全国自治体病院協議会千葉県支部長あてに平成20年7月8日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通知し、各会員に返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう理解を求めるとともに、県医薬品卸協同組合長あて同文書を通知し、組合員に分割納入を行うよう理解を求めた。	年度末まで	県医師会及び県医薬品卸協同組合の協力のもと、供給に余裕のある地域から不足の地域に在庫ワクチンの融通要請を行う。	保健所から管内の接種希望者へ情報提供する。	
東京				有 状況により開催(都内において、ワクチン不足が見込まれる状況となつた場合に必要に応じて開催)	適正な発注を行うべきである。	定期的な在庫状況の報告を求めていく。	品質の面から原則として認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。	公費補助期間は、新型インフルエンザ予防接種の実施期間とあわせることとし、区市町村及び都の広報媒体で接種動員を行う。	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整	区市町村の広報を主体として住民に周知	
神奈川				有 (必要に応じ、インフルエンザ対策に係る関係者が打合会を開催し、状況に応じた対応策を協議する予定。)	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対し、適正な数量の注文等の協力要請を依頼済み。	医療機関に関しては、調査対象医療機関を選定した調査を検討する。また、卸売販売業者に対する調査は、ワクチン不足の状況に応じて、実施を検討する。また、市町村に対して定期の予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無についての把握調査を検討中。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、注文及び在庫管理にあたって返品が生じないよう、依頼済みであるが、返品可能な商慣行は、市場取引により行われているものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。	新型インフルエンザワクチン(A/N1H1)事業と併せて対応する予定	・ワクチン不足時等の状況に応じた医療機関、卸売業者等に対する在庫状況等の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と調整、連携しながら検討を進める。 ・接種希望者に対しては、県保健福祉事務所等での情報提供も検討していく。	万一、ワクチンの不足、偏在が生じた場合は、適切に情報提供していく。	
新潟				有 (ワクチン不足時等必要に応じて会議を開催する予定)	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者連名で、過剰な注文とならないよう医療機関へ通知済。	在庫等の調査は、卸売業者に対しては10月～3月、医療機関に対しては11月中旬に実施予定。	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者連名で、原則として返品は認めない旨、医療機関へ通知済。	予防接種の時期については、インフルエンザの流行前(10月～11月)の接種をよびかける。	全県的なワクチン不足が発生した場合には、速やかに国へ融通用ワクチンの供給を要請する。	医療機関の在庫状況調査結果等に基づき、接種可能な医療機関等を紹介することを検討する。	
富山				有 (平成11年度から「インフルエンザ対策連絡会議」を設置しており、同会議の中で運用している。)	医師会、公的病院、卸売業協同組合であつて、医療機関としては、定期的に把握するよう通知	・卸売業者における在庫状況については、定期的に把握するよう通知 ・医療機関については、すべてを対象とした在庫状況の把握は困難であることから、必要に応じて感染症のモニター医療機関を対象に調査予定	医師会、公的病院、卸業協同組合であつて改善に努めるよう通知 返品を前提とした注文、在庫管理をしないよう、返品数量の多い医療機関については、国において医療機関名称の公表等も検討されていることを通知	公費補助期限については新型インフルエンザワクチン対策事業の終期である年度末とし、流行前接種についての答弁強化などの検討をするよう市町村あて通知予定	予防接種実施状況の把握に努め、不足の際には融通要請を行う	医師会や医療機関、市町村等との協議のうえ、接種実施医療機関などの情報提供を行う	
石川	県内のワクチン供給状況の把握、調整	新型インフルエンザワクチン接種事業および二類定期予防接種の実施体制の把握と支援ワクチン不足情報を把握した場合の担当課への報告	管内市町のインフルエンザ予防接種事業等の把握と指導	10月初旬から月中旬にインフルエンザワクチン等対策会議を開催する予定	国からの通知内容について、医師会、薬業卸協同組合を通じて、医療機関及び卸売業者に周知した。ワクチンの注文量が、一昨年の使用実績を上回らないよう理解を求めた。	昨年まで使用量の多かった医療機関をモニター機関として依頼し、モニターメディカル機関及び卸売業者に周知した。その中で、多量の在庫を抱えて返品の旧来の商慣習は、安定供給の妨げになるので、改善に努めるよう通知した。	国からの通知について、医師会、薬業卸協同組合を通じて、モニターメディカル機関及び卸売業者に周知した。その中で、多量の在庫を抱えて返品の旧来の商慣習は、安定供給の妨げになるので、改善に努めるよう支援していく。(國から契約期間は年度末までと回答あり)	新型インフルエンザワクチン接種事業および新臨時接種が予定されているため、国の実施要綱に基づき市町が公費補助期限を設定するよう支援していく。(國から契約期間は年度末までと回答あり)	在庫量調査結果に従い、融通できる医療機関がないか確認し、調整する。対応困難となった場合には、厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請する。	市町が円滑なワクチン接種を実施するため確保した医療機関名を市町と県が広報やホームページ等で周知していくことを検討中	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)					その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	
福井				有(感染症予防対策委員会)	昨年の使用実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関については、各保健所で調査。卸売販売業者については、県庁で調査。	関係者に対し、協力を要請する。	各市町あて高齢者等の定期予防接種対象者に対する接種の機会の確保について通知済み	接種可能な医療機関について情報提供を行う。	各市町村や健康福祉センター(保健所)を介して情報提供する。	
山梨				無 医師会、医薬品卸、保健所、医務、感染症担当で構成する連絡会議を開催しているため	通年の使用量を勘案した注文量とするよう医師会へ要請	卸売販売業者を通した調査を依頼	会議場で改善を要請		医療機関、卸売販売業者に対して融通の協力を依頼	市町村に対して広報を依頼	
長野				無 (「インフルエンザ対策委員会」の設置はないが、当該委員会と同様の機能を持たせた「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打ち合わせ会議」(9月下旬開催予定)を開催している。)	ワクチンの初回注文量が一昨年の使用実績を上回らないように、また、追加注文を行う際には、医療機関内のワクチンの在庫の消費状況を確認しながら、必要量の注文を随時行う医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	卸売販売業者のワクチンの在庫状況を定期的に調査する。また、インフルエンザの患者発生状況等を注視しながら、医療機関のワクチンの在庫状況を必要に応じて調査する。調査結果については、医師会、医療機関、保健所等を通じて接種希望者に情報を提供する。	返品という商習慣について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	定期予防接種対象者の接種の機会が確保できるよう市町村に要請した。	必要に応じて医療機関の在庫状況を調査し、医師会、医療機関、保健所等と協力しながら接種希望者に情報を提供する。 また、融通の要請があった場合には、医療機関においてワクチンの品質の確保がなされていることを確認した上で積極的に融通に協力するよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	県ホームページ、保健所窓口等を介して情報提供する予定であるが、効果的な周知方法についての都度、医師会、医療機関を交えて検討する。	
岐阜	今秋以降のインフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザワクチン接種事業としての性質が強いことから、新型インフルエンザ対策本部事務局で対応している。	市町村への助言指導	有	医薬品卸販売業者に対する調査を実施する。	医薬品卸業者に対して調査を実施する。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、会議において要請する。	二類定期接種の終期について、厚生労働省からのご指示のとおり、各市町村に年度末まで実施するよう説明している。	地域医師会及び医薬品卸協会の協力により県内融通する。また、県内でまかなくなりができない場合は、厚生労働省に依頼する。	新型インフルエンザワクチン接種事業として国(新臨時接種開始後は市町村)と契約した医療機関について、市町村が主体となり周知を行い、県はそれを支援する。		
静岡				有(静岡県予防接種対策委員会において協議することとしている。)	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業者協会等へ協力を依頼する。	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業者協会等へ協力を依頼する。	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業者協会等へ協力を依頼する。	国の通知により接種計画を策定するよう各市町に周知している。勧奨の啓発は各市町の広報紙が主である。	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業者協会等へ協力を依頼する。	ホームページ、広報誌等を作成して、住民等からの照会に対応できる体制を整備する。	
愛知				有(平成22年9月7日開催予定)	原則として、予約・注文量が一昨年の使用実績を上回らないように、医療機関及び卸売販売業者に通知した。	医療機関については、感染症発生動向調査の定点等を対象に在庫量調査を適宜行う予定。 卸売販売業者については、定期的(週1回)に在庫状況等の報告を求め、流通状況を把握する予定。	適宜発注、分割納入の実施等により、返品を前提とした管理を行わないよう関係者に通知した。	新型インフルエンザワクチン接種事業(新臨時接種)の接種計画に合わせて調整される予定。	卸売業者に対する調査の結果などから、必要に応じて県内の調整を図る。県内での不足の状況を確認した場合は、国へ融通を要請する。	接種可能な医療機関の把握に努め、住民への情報提供を行う。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
三重					医師会、病院協会等に適正な発注を行うよう協力要請する。	卸売販売業者への在庫等調査は可能である。医療機関の在庫状況調査は必要に応じて電話等での調査を行う。	インフルエンザワクチンの所要量はその年の流行動向に大きく左右されることがあるから、ある程度の返品はやむを得ないところもある。しかし、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価に影響を及ぼすようなことがあるとすれば、このような商習慣は国民の理解を得られない。	毎年、県公衆衛生審議会予防接種部会において、標準接種推奨期間(10月1日～1月31日)を決定し、各市町へ周知している。殆どの市町ではこの期間を基準に実施しているが、流行時期が毎年異なることを踏まえ、必要に応じて延長するなど柔軟に対応する市町もある。	情報提供により、地域、あるいは県内で調整する。県内調整の限界を超えた場合は、国に依頼する。	本県では、個別接種における県内市町間の相互乗り入れ体制が整備されているため、特段問題はないと考える。ただし、必要な場合は、実施主体である市町から住民へ周知するよう指導する。		
滋賀				有(毎年11月に開催)	一昨年度の使用実績を上回らないよう、また追加注文をする際には、在庫を確認した上で、必要な量の注文を随時行い、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入に協力するよう医師会、病院協会を通じて各医療機関に通知。	迅速に把握できる体制を整えている。	医療機関に対し、返品を前提とした注文を行わないよう通知。	市町において、新型インフルエンザワクチン接種事業と併せて実施し、市民に啓発されるよう依頼。	流通在庫が減少するシンジにおいて、偏在が発生しないよう、平成22年1月2日を目指に未納品の予約取り消し等の措置について配慮するよう通知。県内で貯えなくなつた場合は、国へ融通用ワクチンを要請。	市町に対し、周知を依頼。		
京都	ワクチンの流通	ワクチン接種計画、低所得者対策	市町村指導	有(平成22年9月頃)	市場流通のため、特に把握しない予定	現在のところ、医療機関の在庫量調査を行う予定はないが、卸売販売業者については適宜在庫量の把握を行う。	医療機関でのワクチンの抱え込みを防ぐため、原則返品不可とするよう、医療機関及び卸売販売業者に要請	国の新たな新型インフルエンザワクチン接種事業に併せて、二類定期接種の前倒し実施を市町村に要請	ワクチンが不足した場合は、卸売販売業者に出荷調整を要請。国に薦用ワクチンの追加放出を要請。なお、医療機関在庫の偏在による不足の場合には、相互融通の実施可能性を検討	府広報課を通じて、周知を行う。		
大阪				有	引き続き、医師会等に過剰な量の発注を行わないよう、協力を求める。	医療機関数が10,000以上あり、医療機関全体の在庫数の把握は事実上困難。卸売販売業者の在庫数は、卸売販売業者等との連携の下、状況把握に努める。	他の医薬品と同様に医療機関からの返品不可が適当。早期に返品不可となるよう国に対して要望する。	インフルエンザ予防接種実施要領の主旨に沿った事業を行うよう、各市町村に依頼する。勧奨の啓発については、府としても啓発チラシを作成し医療機関等に配布。	ワクチン不足が発生した場合、混亂を招かないよう適切な情報提供に努める。卸売販売業者・医療機関との連携を図り、対応を検討することになる。	通常時の接種可能医療機関は府ホームページで情報提供している(任意接種含む)。定期の接種可能医療機関について、ワクチン不足時は把握が困難であり、各市での対応になる。		
兵庫				有	医療機関が予約・注文を行う際は、一昨年の使用実績を上回らないよう、また、追加注文については、必要な量の随時注文とするよう、医療関係団体及び卸売販売業者に対し、文書で要請している。	医療関係団体及び卸売販売業者に対し、シーズン中に、必要に応じた在庫状況等調査に協力いただくよう文書で要請している。	医療関係団体及び卸売販売業者に対し、改善に努めるよう文書等で要請している。また、医療関係団体に対し、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう文書で要請している。	10月からの新型インフルエンザワクチン接種事業との関係から、公費補助期限は年度末として考えている。なお、ワクチン接種については、市町説明において12月中までに接種完了するよう市町に対し指導している。	ワクチンが不足した場合の対応策を、左記の供給連絡会議(委員会)において、予め調整等を図ることとする。	各市町において、市町広報誌及びホームページ等にて周知される予定。		
奈良				有(インフルエンザワクチン安定供給委員会)	一昨年同様、各医療機関からの注文量は前年度使用実績を上回らないようにする。	卸における週1回の在庫確認予定	返品率は年々改善されているものの、卸売販売業者への指導だけでは限界がある。	国からの情報を市町村に提供する。	卸売販売業者に対する在庫等の確認、ならびに品質を確認した上で、再販等の依頼を行う。			

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)					その他新たな対応について	
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		
和歌山				有	初回注文量が一昨年度の使用実績を上回らないように関係団体等に依頼。	必要に応じ、卸売販売業者に対して発注状況を把握するとともに、医療機関等にも実施予定。	医療機関からの注文の際、使用状況をみながら必要量の注文を随時行うこと。大量注文の場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入することなど、医療機関の在庫が生じないよう関係団体等へ文書により協力依頼。	会議等において、インフルエンザの定期的予防接種要領に基づく公費補助期限を市町村に周知。 また、県ホームページ(感染症情報センター)等において、インフルエンザ対策の周知を図る。	地域間等でのワクチン融通等が実施できるよう協力及び調整予定。	医療機関の同意のもと、医療機関におけるワクチン在庫情報等接種可能な医療機関を保健所等により公表できるよう調整予定。		
鳥取				有	一昨年度の実績を上回らないよう指導している。 医療機関及び卸売販売業者の予約状況調査を行い確認する予定。	10月末に医療機関及び卸売販売業者の在庫調査を実施予定。	県医師会の協力のもと、ワクチンを返品を行わないよう指導している。	○定期接種の公費補助(受託期間については、例年多くの市町村がシーズン前に接種完了すべきことから12月末まで若しくは1月末までの実施となっているが、この10月から開始される新型ワクチン接種事業の終期にあわせて、年度末まで延長するよう医療機関と調整を図っているところ、いくつかの市町村から負担が大きくなるため、年度末までの扭れをやめてほしいという声もある。 ○(※定期2類(季節性インフル)の予防接種はそもそも「勧奨」という行為が不可能であるため「お知らせ」という意味合いに置き換えて回答する。) 定期2類ワクチン接種の住民へのお知らせについては、市町村が独自に個別通知を行った広報誌に掲載しているが、今年は新型を含めた3種ワクチンということで県としても新聞広告や、ホームページに掲載するとともにチラシ等を作成し配布する。また、各市町村からも住民へ周知を行うよう依頼する。	在庫調査の結果を元に、県内で融通を行う。県内の融通が困難な場合は、国に融通を要請する。	県ホームページに掲載するとともにチラシ等を作成し配布する。また、各市町村からも住民へ周知を行うよう依頼する。		
島根				平成22年9月中に設置予定	使用実績を上回らないよう関係団体に対して公文書で協力を依頼する他、受注時に適切な確認を行うよう各医薬品卸売業者へ依頼する。	ワクチンの不足又は偏在が疑われる場合等、必要に応じて実施する。	返品が生じないよう関係団体に対して公文書で協力を依頼する他、各医薬品卸売業者へ分割納入の協力を依頼する。	市町村に対して公文書で依頼する。	インフルエンザ対策委員会を実施し、地域間での融通等について検討する。	県ホームページに各市町村の予防接種担当課の連絡先を掲載し、住民からの問い合わせには、各市町村又は保健所が接種可能な医療機関を案内する。		
岡山				有(平成22年9月開催予定)	公文書により関係団体に対して医療機関等の初回注文量が一昨年度の使用実績を上回らないよう協力を依頼した。	在庫数量の把握等は負担が大きいので、必要最小限度で実施(頻度未定)することで考えている。	公文書により関係団体に対して返品を行わないよう協力を依頼した。	公文書により市町村に対して高齢者等の予防接種法対象者に対する接種奨励期限について、12月中旬までの間に期限を設定するよう依頼している。	地域における融通については、地域医師会を中心となって調整していただき、また、都道府県間の融通については医師会、病院協会の協力をいただきながら医療安全課が中心となって調整していくことで考えている。	ホームページ等による周知(予防接種法関係)ただし、任意接種は医療機関が限定されていないので、特に周知は行わない。		
広島	・インフルエンザワクチン需給調整連絡会議の開催 ・インフルエンザワクチンの在庫調査、調整及び情報提供 ・インフルエンザワクチン不足時の国との連絡及び調整	インフルエンザ総合対策		・管内医療機関のインフルエンザワクチン在庫調査 ・県民等への情報提供	有(インフルエンザ需給調整連絡会設置(H16.9.2)以下「連絡会」という。)	シーズンを前に連絡会を開催し、一昨年度の納入実績、接種実績を基に、適正なワクチン量を注文し、偏在等发生しないよう、県医師会、県卸協同組合などを通じ、関係者に対して周知徹底を図る。	シーズン中に卸売販売業者の在庫量等調査を月2回程度実施。医療機関についても、調査できる体制を整え、必要に応じて調査を行う予定である。	分割納入や、適正な数量の予約を関係者に周知するとともに、必要量を的確に把握し、円滑な流通を確保できるよう、県民に対して早期の接種。接種しなくなった場合の予約取り消しの連絡等について県や市町、医師会等から周知する。	早期接種(12月の中の接種)を行いうよう、各市町及び県の広報を活用し周知を図る。	医療機関及び卸売業者に対して緊急在庫調査を行い、その情報を医療機関、卸売業者、各市町等が共有の上、県民に対して情報提供を行う。なお、対応困難となった場合は厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請したい。	地区医師会及び医療機関の協力を受け、県医師会、各市町及び各保健所等から住民に対して周知を行う予定である。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
山 口				有	平成22年度メーカーから山口県内の卸売業者への供給予定量は、1mL約332千本、0.5mL約58千本。各卸売業者において、医療機関からの予約受付中で、8月27日現在の予約量は、1mL約20万本、0.5mL約22千本である。	卸売販売業者の在庫量についてはシーズン中に2度調査する。医療機関の在庫量については、ワクチン供給量に不足が予想される場合に、個別に調査する。	山口県医師会、各市町長等の関係者に対し、初回注文は一昨年実績を上回らないよう、また、返品をしない等文書で依頼した。(平成22年8月11日説明会開催後)	各市町長に対し、インフルエンザの流行時期を考慮した啓発等について十分配慮するよう依頼した。(平成22年8月11日説明会開催後)	山口県医師会、卸売販売業者を通じて在庫状況を確認し、積極的に製品の融通に協力するよう依頼する予定。	県ホームページ及び広報誌による広報。		
徳 島	・インフルエンザに関する情報収集・提供 ・高齢者等の予防接種に関すること ・管内医療機関へのワクチン融通依頼	予防・啓発	有	今シーズンの注文量については、昨シーズンにおける使用実績の量を限度に注文していくなど、関係者の間で調整を図る予定。	医療機関の協力を得て、卸売販売業者が随時過不足調整する中、県内の過不足総数を把握していく方向で検討中。(医療機関個別の情報は、健康増進課、保健所が市町村の協力を得て各医療機関から収集。卸売業者の情報については、薬務課が収集。)	医師会等を通じて、返品を前提とした注文を避け、適正な量の取扱いに努めるよう協力を求める予定。	年内の接種を勧めているが、一部市町村では流行ピークや体調不良等の理由で接種できなかつた方々の接種機会を考慮し、1月中旬までを定期とする予定である。	医療機関、卸売販売業者の協力を得て、迅速に過不足状況を調査するとともに、融通を依頼する。	県及び保健所ホームページにて周知する予定。			
香 川			有	対策会議で医師会に前年の使用実績を上回らないように要請する。	国からの依頼調査、及び不足情報により必要に応じて実施する。	対策会議で医師会等に周知する。	補助期間の延長を行う。 (昨年度11、12月→今年度22年10月~23年3月)	対策会議を開き、ワクチンの融通を関係機関に依頼する。	県ホームページ、市町の広報誌等で周知する。			
愛 知			有	医療機関、卸売業者に対し、原則として一昨年の使用実績を上回らないよう要請する。	昨年同様、定期在庫調査を実施し、関係者へ情報提供する。	医療機関、卸売業者に対し、返品を前提とした注文を行わないよう要請する。	平成22年度新型インフルエンザワクチン接種事業については、県広報等で周知する。	不足数量等の連絡を医療機関から医師会を通じて受け、在庫状況の緊急調査を実施し、県内で融通を図る。	接種可能な医療機関名を、広報・個別通知等により周知するよう市町に依頼する。			
高 知			有	過剰に在庫しないよう医療機間に通知	実施予定	国からの通知内容について関係機関へ周知予定		卸間の融通	保健所を通じて周知を図る。			
福 岡	府組織の改編により、感染症対策(インフルエンザ予防接種等)については健康対策課から保健衛生課へ課名変更		有	インフルエンザ対策会議	安定供給対策の通知に基づき依頼	医療機関で保有するワクチン量について、必要に応じて隨時調査を行う。	安定供給対策の通知に基づき依頼	新型インフルエンザワクチン接種事業と合わせた対応(公費補助期間:10月1日~3月31日まで、勧奨の啓発策、積極的情報提供)をするように市町村へ説明している	ワクチンを保有する医療機関を把握し、保健福祉環境事務所(保健所)を通じて紹介する。	・保健福祉環境事務所(保健所)に相談窓口を設置し、医療機関の紹介を行う ・相談窓口の設置を、市町村を通じて住民に情報提供する。		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心) (※2)					その他新たな対応について	
	業務	感染症対策	医療			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		
佐賀					無 (委員会は設置せず、県が中心となって調整して関係機関(医師会、卸売販売業者)に説明を行う。なお、状況に応じて委員会を設置する子どもありうる。)	市場流通に任せせるが、医療機関に対し注文に際して、必要量を分割して注文するよう依頼する	市場流通に任せせるが、必要に応じ、医療機関又は卸売販売業者に対し在庫調査を行う	医療機関に対して、分割注文など計画的な注文により、できる限り返品が生じないよう依頼したり、必要に応じて在庫調査を行うが、昨年度のような返品不可とは考えていない	現在、高齢者の補助期間は12月までとしているが、延長について検討中	市場流通に任せせるが、県内においてワクチン在庫に著しく偏在認められる場合は、医療機関間の融通についても検討する	県ホームページや市町の広報などによる周知	
長崎	医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整 ・市町に対する予防接種の指導調整 ・医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・住民に対するワクチン使用の情報提供			有	前年度の注文量を上回らないように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	医師会、卸売販売業者へ在庫等の調査に協力するように依頼している。	返品という商慣習が改善されるように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	今シーズンは新型インフルエンザワクチン接種が並行して行われ、定期二類の予防接種についての終期は年度末までとするよう厚生労働省から説明がある。補助期間も同様に延長予定。	地域間の融通がつかず、県内でワクチンが不足した場合には、厚生労働省へ報告を行う。	接種可能な医療機関等をホームページへ掲載する等により周知予定。		
熊本	卸売販売業者の在庫調査	医療機関の在庫調査	各保健所管内医療機関の在庫調査	有	医師会を通じて予約・注文の際、一昨年の使用実績を上回らないよう周知。また、医薬品卸業協会に対しても協力依頼。	医師会、医薬品卸業協会に短期間(3日間)での在庫把握調査への協力依頼	医師会、医薬品卸業協会に対し返品をしないよう周知	県において、定期予防接種対象者への公費補助は実施していない。 なお、新型インフルエンザワクチンについては、市町村が実施主体となり、国の補助事業を活用し、低所得者向けの助成事業を年度内いっぱい実施する見込み。	在庫調査を行い、不足を感じた場合は融通協力を依頼	医師会、市町村を通じて周知依頼		
大分				有	関係者に対して、平成22年8月4日付け厚生労働省三課長名通知を周知。対策委員会において、適正な注文を行うよう医師会選出委員等へ要請する。(前年度実績を上回る予約防止について医師会会員へ周知)	10月1日から予防接種が開始されるため、10月はじめから3月末まで在庫調査を実施予定。	関係者に対して、平成22年8月4日付け厚生労働省三課長名通知を周知したうえで、昨年度と同様に原則返品を認めないよう関係者に通知するか、対策委員会において協議予定。	補助期間については、厚生労働省からの指示により、10/1～3/31とするよう、管内市町村に周知を行っている。勧奨については、広報誌への掲載を検討。	管内の在庫調査に基づき地域間等で融通する。	保健所から周知を図る。		
宮崎				有 (インフルエンザワクチン対策連絡会議を開催する)	医療機関からの予約が一昨年度使用実績を上回らないよう協力を求める。 また、医薬品卸業者に対し、分割納入の徹底を依頼する。	卸売販売業者への在庫調査を10月から2月まで定期的に実施する。医療機関については、11月15日現在のワクチン在庫量を調査する。その後シーズン中に不足状況が確認された場合、臨時に同様の調査を行う。	医師会を通じ、返品を前提として注文及び在庫管理を行わないよう要請する。	市町村と連携し、接種可能な医療機関の確保に努めるとともに、医療機関の公表など接種に関する周知を行う。	地域で不足する場合には、医療機関の在庫情報をもとに、県は余裕のある医療機関へ融通依頼を行い、卸売業者はこれに協力する。また、県全体で不足する場合には、在庫情報を精査し、国に放出を依頼する。	県医師会、宮崎市保健所、県保健所に相談窓口を設置し、接種可能な医療機関の案内を行う。		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期間の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が設定されている場合への住民への周知方法について	
鹿児島					無 (既存の協議会(県予防接種対策協議会)で対応のため。)	県医師会、県医薬品卸業協会を通じて、過剰とならないよう文書で依頼予定。	医薬品卸売業者については、在庫数量、供給数量等を調査し、ワクチンの流通状況を確認しているが、医療機関等については、ワクチンが不足した場合に検討する。	県医師会、県医薬品卸業協会を通じて、文書で改善を依頼予定。	新型インフルエンザ対策担当課長会議Q&A集(平成22年7月28日開催分)の問3の「予防接種法に基づく類定期接種の終期も新臨時接種と同じにしていただきたいと考えており、二類定期接種に係る市町村と医療機関との契約期間は最大限見込んで年度末までとしていただきたい。」との回答に基づき、市町村へは年度末まで設定してもらうよう説明している。	医療機関間でのワクチンの融通及びワクチン接種可能な医療機関の紹介等を行うよう医療機関に依頼するとともに、必要に応じて医師会等を通じた在庫量調査等を実施し、県内のワクチンの流通状況を把握する。	県のホームページや市町村の広報誌等を活用して周知予定。	
沖縄					有(ワクチン不足時等関係者間の調整が必要な時に設置開催する)	過剰な注文を行わないよう要請する	医療機関、卸売販売業者の在庫調査を予定	医療機関に対して適正な数量を在庫するよう要請する	多くの市町村において、公費補助期間は昨年と同様。勧奨の啓発策については、現在のところ把握していない	医療機関等の在庫状況を調査し、偏在解消のための融通や接種可能な医療機関への患者の誘導などをを行う	市町村広報誌等を活用する	

各都道府県からの回答は平成22年8月30日現在のものである。

※1|一昨年より変更のあった都道府県のみ記載

※2|都道府県としての考え方方に変更がない場合は、以前の回答内容を記載